



平成 27 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社メディカルシステムネットワーク
 代表者名 代表取締役社長 田 尻 稻 雄
 (コード番号 4 3 5 0 東証第一部)
 問合せ先 取締役財務部長 平 島 英 治
 (TEL . 0 1 1 - 6 1 2 - 1 0 6 9)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 3 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の経営体制の一層の強化を図るため、取締役の員数の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されたことに伴い、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。~~なお、定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は <u>13</u> 名以内とする。 第18条～第26条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる</u> 取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。 第18条～第26条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第36条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

第17回定時株主総会開催日 平成27年6月19日

定款変更の効力発生日 平成27年6月19日

以 上